

委員会提出議案第1号

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める
意見書の提出について

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書を別紙
のとおり提出するものとする。

平成24年3月23日提出

秦野市議会文教福祉常任委員会
委員長 神 倉 寛 明

提案理由

先進諸国最大の自殺大国と言われるように、心の健康問題は危機的状況にあるため、精神医療改革、精神保健改革、家族支援などにより心の健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を制定するよう、国に意見書を提出するものであります。

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める
意見書

今、心の健康が深刻な事態となっており、自殺者は14年連続で3万人を超えている。自殺の多くの背景には精神疾患があり、平成17年の精神科受診者は323万人で、国民40人に1人の割合である。また、うつ病は100万人を超えており、国民の5人に1人は、一生のうちに一度は何らかの精神疾患にかかると言われ、社会経済的損失の面からも問題となっている。

厚生労働省は、これまで4大疾病と位置づけて重点的に対策に取り組んできたがん、脳卒中、心臓病、糖尿病に精神疾患を加え、5大疾病とする方針を決めたところであるが、心の困難に対処すべき精神保健や医療政策は、重症化した精神疾患患者への対応である入院医療中心になされ、心の困難への啓発や予防などの精神保健、早期発見・早期治療は現状では十分とは言えない。

また、医療法においては、精神科の医師・看護師の配置基準は精神科特例で一般科に比べて低いため、医療現場は過重労働となり、慢性的な人手不足の状態となっている。

一方、長期の精神疾患患者の家族は、精神健康上の困難が多く、家族への精神疾患・治療についての情報提供や实际的・情緒的な支援が求められている。

したがって、国においては、精神医療改革、精神保健改革、家族支援などにより心の健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
総務大臣
厚生労働大臣

秦野市議会議長 高橋 照雄